

## 市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担について

### 【概要】

この内容は、公職選挙法施行令の一部改正により、国会議員の選挙における公費負担の限度額が改定されたことに伴い、市議会議員及び市長の選挙における公費負担の基準単価及び限度額を見直すものです。

7月に執行されました参議院議員通常選挙に関連する公費負担額（費用弁償額の改正のほか、投票所経費、開票所経費、事務費等の基準額）は既に改正しており、ビラ作成費用及びポスター作成費用については、令和8年度に執行予定である市議会議員選挙及び市長選挙から改正後の金額によって公費負担が発生しますので、新たな基準額に改定いたします。

また、基準額の改定にあわせて、現在2つの条例で運用しているものを統合し、新たな条例で運用します。

### ○変更となる経費

変更経費	改正前	改正後
1 ビラ作成費	7円73銭	8円38銭

#### 変更前限度額

市議会議員選挙 7円73銭 × 4,000枚 = 30,920円

市長選挙 7円73銭 × 16,000枚 = 123,680円

#### 変更後限度額

市議会議員選挙 8円38銭 × 4,000枚（枚数変更無し） = 33,520円

市長選挙 8円38銭 × 16,000枚（枚数変更無し） = 134,080円

変更経費	改正前	改正後
2 ポスター作成費	1,174円	586円88銭

#### 変更前限度額

※国の単価は541円31銭から586円88銭に変更

1,174円（単価） × 枚数 = 限度額

枚数 ポスター掲示場数 × 1.1 まで（10パーセントは予備分）

#### 変更後限度額

586円88銭（単価） × 枚数 = 限度額

枚数 ポスター掲示場数 × 2 まで

単価を国の基準に統一し、枚数についてもポスター掲示場数の2倍までとすることで、選挙における候補者がポスターの作成に要する費用について、従来の基準額から大幅に負担が大きくなるように見直す。

○据え置き経費（単価及び限度額変更無し）

自動車使用公営費

選挙用自動車を使用する費用	64,500円（1日当たり）
タクシー等（燃料費込み）	
自動車借入れ費用	16,100円（1日当たり）
レンタカー	
燃料費	7,700円（1日当たり）
運転手雇用費用	12,500円（1日当たり）

【今後の運用】

2つの条例を廃止し、新規に条例を制定する。

○廃止条例

- ・かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例
- ・かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例

○新規条例

- ・かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例